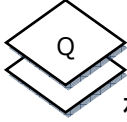




労働相談Q & Aで解決！

嫌がらせ



派遣社員ですが、派遣先の従業員から嫌がらせを受けています。派遣元に相談しても改善されません。泣き寝入りするしかありませんか。

A 派遣先には、派遣労働者からの苦情について適切かつ迅速な処理を図る義務がありますので、派遣元が対応してくれない場合、派遣先の担当者等に相談することも可能です。

解説はこちら

- 派遣労働者の直接の雇用主は派遣元である労働者派遣会社です。そのため、派遣元の会社には、派遣労働者が働きやすいように、派遣先での仕事が適正に行われるように、配慮する義務があります。
そのため、もし派遣労働者が派遣先で嫌がらせにあうなど、就業環境の悪化により、仕事に支障が生じた場合、派遣先は、派遣元と調整するなど、働きやすくするよう配慮する必要があります。
- 一方で、実際に働くのは、派遣先であり、派遣先の指揮命令の下にあることから、派遣先にも、派遣労働者からの苦情について適切かつ迅速な処理を図る義務があります。
派遣元が、何ら対応してくれない場合、派遣先の相談窓口または直属の上司等に相談することも可能です。
- ただし、嫌がらせについては、立証が難しく、指導との差が付きにくいということもあり、派遣元、派遣先ともに対処が困難な問題でもあります。
そのため、どのような嫌がらせがあったか、いつあったかなど、記録し示す必要があります。
- 嫌がらせの記録を示しても対応してもらえない場合、労働局に相談し指導を求めるか、労働局や労働委員会のあっせんを利用し第三者が入って話し合いによる解決を図ることもできます。

どうすれば？

- 嫌がらせにあたるかどうか（指導の範囲を超えている、指導とは関係ない業務を命じている、不快な発言をするなど）、具体的な記録をしましょう（日時、場所、状況なども併せて記録しましょう。）。
- それらの記録をもとに、派遣先の相談窓口にご相談しましょう。

- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181